

●柏崎市地域防災計画 修正案について

地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

修正の背景

○防災基本計画 修正

- 令和5（2023）年 5月
・最近の災害対応の教訓を踏まえた修正
・最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 令和6（2024）年 6月
・令和6年能登半島地震等災害対応の教訓を踏まえた修正
・施策の進展等を踏まえた修正

※県が令和6（2024）年度に県地域防災計画の修正を行わなかったため、今回は2か年分の修正

○新潟県地域防災計画 修正

- 令和7（2025）年10月
【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
・新潟県による令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告内容を踏まえた修正
【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
・新潟県による令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告内容を踏まえた修正

修正案の概要

1 災害時の孤立集落支援を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第5節・風水害対策編第1編1章5節）

- 資機材、無人航空機（UAV等）や集団避難方法の確認について追記

2 家庭内備蓄等の促進を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第27節・風水害対策編第1編2章24節）

- 物資等の備蓄についてより詳細に明記、また市民への普及啓発について追記

3 女性、要配慮者の視点を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第3章第7節・風水害対策編第1編3章8節）

- 避難所環境や運営体制について、女性、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制構築について追記

4 林野火災注意報・警報の発令基準の変更を踏まえた修正（風水害等対策編第2編第4章第1節）

- 林野火災注意報の発令基準追加について追記

5 指定避難所等の整備強化を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第21節・風水害対策編第1編第2章19節）

- 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施について追記

- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援について追記

6 国・県・市で使用する用語の統一に関する修正（原子力災害対策編 計画全般）

- 新潟県（本市含む）が独自に使用してきた用語について、国の防災基本計画の記載に合わせ修正（県独自の用語例：「即時避難区域」「避難準備区域」など）